

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年7月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900020号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900010号

第1 結論

請求者のA法人B事業所(以下、「B事業所」という。現在は、A法人)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成9年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月30日から同年5月1日まで

私が、A法人に勤務している期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。平成9年5月1日に、B事業所からA法人C事業所(以下「C事業所」という。現在は、A法人)に異動したが、請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された回答書により、請求者は、請求期間にA法人に継続して勤務(平成9年5月1日にB事業所からC事業所に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成9年4月の標準報酬月額については、B事業所における同年3月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年4月30日から同年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。